

蛍光式酸素濃度計に関する JIS 制定

- 「新市場創造型標準化制度」を活用した JIS 制定案件です -

平成28年12月20日

幅広い使用環境での測定が可能な、蛍光式酸素濃度計については、これまで、客観的な方法がなかったため、「新市場創造型標準化制度」を活用して、性能や試験方法などを規定した JIS を制定しました。これにより、新しい分野を含め、バイオテクノロジー分野や食品、化学工業など、幅広い分野での利用の拡大が期待されます。

1. JIS 制定の目的・背景

蛍光式酸素濃度計は、気体、液体（溶剤を含む）中の酸素濃度が測定でき、高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）環境や、流速のない環境での測定も可能です。また、メンテナンスが容易で長期間の連続測定ができるなど多くの優位性がありますが、これまで、当該製品の客観的な評価をするための規格がなくユーザから制定が求められていました。このため、製品の信頼性向上に向け、性能や試験方法などについて、新たに JIS を制定しました。



一般用 / 耐高圧蒸気滅菌用



耐有機溶剤用

2. JIS 制定の主なポイント

主な規定項目

蛍光式酸素濃度計の種類（一般用、耐高圧蒸気滅菌用、耐有機溶剤用）、構造、性能（応答性、安定性、耐久性など）、校正、試験方法などを規定しました。

校正及び試験方法

校正方法は、気体及び液体(水)について規定しました。

試験方法は、気体及び液体(水)に対する繰り返し性・応答性・安定性について規定するとともに、耐高圧蒸気滅菌用・耐有機溶剤用の耐久性試験方法について規定しました。

日本工業標準調査会（JISC）の HP（<http://www.jisc.go.jp/>）から、「B7921（蛍光式酸素濃度計）」で JIS 検索すると 本文を閲覧できます。

【担当】経済産業省 産業技術環境局 国際標準課（03-3501-9283、内線 3426～3427）
（課長）藤代 尚武 （補佐）鴨志田 直史

< 参考 > 新市場創造型標準化制度について

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/shinshijyo/index.html>